

2019年分の路線価発表！

都市部で堅調な推移

国 税庁が7月1日に路線価を発表しました。全国平均は4年連続上昇となり、大都市圏を中心に19都道府県で上昇し、本県を含む27県が下落しました。大都市圏や観光地とそれ以外の地域の“二極化”は依然続いています。

県 内路線価は、標準宅地の評価基準額の対前年変動率がマイナス0.6%と11年連続で下落しましたが下落幅は0.1%縮小しました。県内13税務署のうち6署で最高路線価が上昇し、5署で横ばいでした。需要が集まる都市部で堅調に推移し、周辺部でも徐々に下げ止まり感が強まっています。浜松中心市街地周辺では常に需要が高く、東区和田町の幹線道路沿いは3.2%上昇しました。JR磐田駅北も5%上昇。掛川駅周辺の宅地は引き合いが強い。静岡市葵区紺屋町は40年連続圏内最高路線価となりました。住宅地は葵区安東、駿河区石田・中田などで引き合いが強く人気です。JR草薙駅南側一帯も堅調。湾岸エリアでは客船寄港数の増加により賑わいを増す日の出地区に感心が高まりつつあります。藤枝駅前が高値傾向にあります。

■ 県内各税務署管内の最高路線価 ■

順位	税務署	所在地		路線価 (万円)	前年比 (%)
1	静岡	静岡市葵区紺屋町	紺屋町名店街呉服町通り	120.0	1.7
2	浜松西	浜松市中区砂山町	浜松駅前通り	97.0	2.1
3	沼津	沼津市大手町1丁目	市道3654号線通り	27.5	0.0
4	三島	三島市一番町	小山三軒家線通り	25.0	2.0
5	熱海	熱海市田原本町	平和通り	23.5	4.4
6	清水	静岡市清水区草薙1丁目	市道草薙一丁目5号線通り	18.0	0.0
7	藤枝	藤枝市前島1丁目	藤枝駅吉永線通り	14.5	0.0
8	富士	富士市本町	富士停車場伝法線通り	12.0	0.0
9	掛川	掛川市駅前	掛川駅梅橋線通り	11.5	▲4.2
10	磐田	磐田市中泉1丁目	市道中泉192号線通り	10.5	5.0
11	浜松東	浜松市東区和田町	国道152号通り	9.7	3.2
12	島田	島田市日之出町	島田停車場線通り	9.0	▲1.1
13	下田	下田市東本郷1丁目	国道136号通り	8.1	0.0

(1平方メートル当たり)

路線価とは

各道路につけられた基準となる価格です。

路線価は、相続税・贈与税の課税のために国税庁から毎年7月に発表されます。一般の土地取引価格の指標である公示地価の概ね80%とされています。

お持ちのお土地の相続税評価額が知りたい方は **KONOIKE**へ!

2018.7.3 静岡新聞 参考

路線価プリントサービス

最寄りの支店にご来店または電話にてご依頼いただければ、お土地の路線価を調べ、印刷するサービスを開始しました。詳しくは担当者または最寄りの支店へお問合せください。



最寄りの支店の住所及び電話番号は裏面下をご覧ください。

※今月の暦de来福はおやすみです



火災保険、火事以外も安心



日常生活の事故補償も

部屋の模様替えで家具を移動していたら、テーブルの脚がテレビに当たって画面が割れた—
こうした日常的な事故が火災保険で補償される場合があります。
「自分の不注意だから仕方がない」とあきらめず、補償範囲をいま一度確認してみましょう。

持ち家に住む人の多くは火災保険に加入しているでしょう。火災保険では、家事や落雷、風水害などの被害に遭った場合に保険金支払いを受けられるというのが一般的に知られているところですが、加入プランによっては補償範囲は幅広くなっています。

まず、建物の外から物が落下、平井、衝突などしたことによる被害があげられます。例えば誰かが投げた野球ボールが飛んできて窓ガラスが割れた場合なども補償される場合があります。

もっとも補償を受けるには、加入した保険の補償範囲にどこまでが含まれているかによりますので、しっかりとした確認が必要です。

また、火災保険に加入していても建物だけにしか保険をかけていない場合、テレビや家具といった家財の被害は補償されません。



しずおかFPサービス column

2019年度の税制改正で教育資金贈与の特例が2021年3月まで延長されることになりました。この制度は、祖父母などから30歳未満の孫などが教育資金の一括贈与を受けた場合、1,500万円を上限に一定条件の下で贈与税が非課税となる制度です。

平成29年度時点でこの特例を使った累計の契約件数は19万4千件で贈与された財産は1兆3700億円※となっており人気の制度です。

ただし、今回の延長にもなず特例を使うための条件が変わりました。変更点は、贈与を受ける人の所得制限や相続発生の際に一部の教育資金が相続財産になること、教育資金の対象範囲の縮小などです。全体に条件が厳しくなりました。

もっとも必要なタイミングでその都度贈与を行えば、教育費の贈与はもともと非課税となっています。早急に相続税対策を講じる必要がある方を除くと、教育費はそのまま贈与してしまった方が良いかも知れません。

※一般財団法人信託協会発表による

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>